

身体障害者手帳交付申請に伴う診断書料助成要綱

(目的)

第1条 身体に障害のある者が身体障害者手帳交付申請（再交付申請を含む。）をしようとするときに必要な診断書料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。身体障害者手帳交付申請に伴う診断書料助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 診断書料の助成対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を申請しようとする者。

(助成額)

第3条 診断書料のうち、生活保護法に基づいて支払われる額を除いた残りの額とする。

(助成の申請)

第4条 診断書料の助成を受けようとする者は申請書（様式第1号）をその居住する地区の福祉事務所長あて提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 福祉事務所長は前条の申請書を受理したときは生活保護法に基づく保護の受給の有無を確認のうえ、助成の可否を決定し、その旨を診断書助成決定通知書（様式第2号）または診断書料助成却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。なお、決定後には、速やかに医療機関に請求書（様式第4号）を交付する。

(助成額の支払)

第6条 福祉事務所長は医療機関の請求により、医療機関に直接支払うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和56年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月14日から施行する。